

防火管理研修センターに係る模擬防災センター設計・製作業務委託仕様書

1 件名

防火管理研修センターに係る模擬防災センター設計・製作業務委託

2 背景・趣旨

防火管理研修センターは、防火管理者をはじめ自衛消防活動を行う者を対象に、防火管理業務についての知識及び技術を実際の消防用設備等の操作を通して学習する施設として、平成7年11月に開設された。現在は、消防法に規定する法定講習である防火管理講習を中心に各種講習・研修において幅広く活用され、その利用者数は年間7,000人以上で推移している。

現在使用している設備のうち、大規模事業所の災害時の対応拠点となる防災センターを模した「模擬防災センター」については、設備の大半は約20年前のものであり、設備の老朽化により一部に故障が見られる状況で、今後使用不能となる事態が懸念される。また、大規模事業所に設置されている防災センターの設備に比べ明らかに旧型であることから十分な講習効果が望めない状況にある。

各種講習において、防災センター勤務員等を対象とした自衛消防訓練の訓練効果の向上を図るため、模擬防災センターに設置されている各種設備を連動させることにより、防災センターを活用した自衛消防訓練が実施可能な設備を設計・製作する。

3 業務内容

本業務は、防火管理研修センターにおいて、防災センター勤務員等を対象に最新式の総合操作盤を活用し、現在と同等以上の自衛消防訓練を実施できるよう、以下のとおり模擬防災センターの設計・製作を行うものであり、本業務の範囲は別添1に示すとおりである。

現行使用している模擬防災センターは、地上20階・地下3階建て複合用途防火対象物であり、基本的レイアウト及び防災卓・列盤姿図は別添2、主要な設備については別添3に示すとおりである。

また、本業務に係る設備の位置は、別添4に示すとおりである。

(1) 模擬防災センター機器等の更新等

現在設置されている次の機器について、更新を行うとともに、更新前の機器を撤去及び処分すること。

- ア GR型複合受信機
- イ 液晶表示装置
- ウ 総合操作盤訓練パソコン
- エ 電気系統グラフィックパネル
- オ エレベーター用グラフィックパネル
- カ 防災断面グラフィックパネル
- キ 非常電話（模擬防災センターに設置）

- ク 非常放送設備
- ケ 防災用プリンター
- コ 非常エレベーター附室内の総合操作盤連動設備

- (ア) 火災階表示盤
- (イ) 発信機及び表示灯
- (ウ) 非常電話
- (エ) 屋内消火栓設備（ボックス部分のみ）

サ 中継器（総合操作盤訓練パソコンからの訓練信号を中継し、火災受信機に反映）
訓練プログラムの作動に中継器を要しない場合はこの限りでない。

シ 訓練用モニター（ITV モニター）

訓練参加者が訓練の進捗状況を把握し、理解を深められるよう、総合操作盤の液晶表示装置の画面等を見ることができるモニターを設置する。

なお、本業務外において ITV カメラ及びモニター(40～50 インチ程度)を 2 台設置し、初期消火体験室及び非常用エレベーター附室等の状況を表示する予定である。

ス 誘導灯信号装置

セ 火災通報装置

(2) 訓練システムデータの更新

ア 総合操作盤訓練プログラムの構築

現在使用している訓練システム（想定：飲食店、百貨店、病院及びホテルの 4 種類）の訓練プログラムに係る時間設定（別添 5）及び訓練設定時系列表（別添 6）と同等の内容にて訓練シナリオを作製し、更新する火災受信機と連動して機能させることができるようにすること。

また、上記の訓練シナリオをベースに、訓練効果の向上が期待できる内容を提案することとし、現行使用しているシナリオを含め、4 想定以上作成すること。

イ 地図画面の作成

訓練内容や想定に沿ったものとなるよう、液晶表示装置に表示させる地図画面を作成すること。なお、シンボルは「総合操作盤の基準を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 7 号）別表第一に沿ったものとする。なお、既存の地図画面は別添 7 のとおりであるので参考にすること。

(3) 各種設備間の連動設定

ア 総合操作盤訓練パソコンと各種消防用設備等及び防災設備との連動設定

総合操作盤訓練パソコンからの火災信号送信により、初期消火シミュレーション用パソコン、消防用設備等及び防災設備が連動して作動すること。基本的な連動設定は、別添 8 に準じるものとする。なお、初期消火シミュレーションパソコンとは、総合操作盤訓練パソコンからの火災信号により、消火体験映像を起動させるものである。

イ アナログ式感知器と火災受信機の連動設定

総合操作盤訓練パソコン不使用時において、模擬火災信号発報装置（既設）の発報信号及び煙付加によりアナログ式感知器を発報させた場合に、火災受信機に火災信号

を送信し、液晶表示装置に火災状況を反映できること。

ウ 総合操作盤訓練パソコン付近における訓練進行連動

総合操作盤訓練パソコン付近において、一体的に訓練進行ができるよう、連動機能を追加すること。

4 提案内容

(1) 模擬防災センターの設計

限られた面積で十分な訓練スペースを確保するとともに、防災卓と列盤を有効活用した各表示部が見やすい機器構成とする等、受講者に対する訓練効果の向上が見込める模擬防災センターの配置案を提案すること。

また、本業務外において初期消火体験室及び非常用エレベーター附室等の状況を表示するために、ITV カメラ及びモニター(40～50 インチ程度)を2台設置する予定であり、企画提案時は、当該モニターの設置場所も含めて訓練効果の向上が見込める配置案を提案すること。

(2) 訓練想定

既存の訓練シナリオをベースに、防災センター勤務員等を想定した自衛消防訓練において、防災センターにおける一連の活動を体験できるよう、現行使用しているシナリオを含め、4想定以上提案すること。

なお、個々の訓練シナリオに要する時間については、火災報から各設備の作動及び連動等を含めた全てのシミュレーション終了までを5～6分程度とすること。

(3) 故障時の対応案

不具合等発生時における修繕対応等に係る係員及び経費負担の軽減方法について提案すること。また、訓練時において不具合等が発生した際に、訓練運営に支障が出ないよう、簡便に復旧及び対応できる方策について提案すること。

(4) 訓練の効率化案

訓練時における訓練スタッフの機器操作を簡潔なものとし、負担軽減につながる提案を行うこと。

5 費用負担

本委託仕様書の実行に係る事務連絡及び調整に要する経費は受託者の負担とする。

6 履行期間及び支払方法について

(1) 履行期間

契約締結日から平成29年3月31日

(2) 支払方法

業務完了後、検査結果が良好であった場合にその全額を支払う。

7 提出図書

- (1) 受注者は、契約後速やかに本市担当者と作業内容について協議を行い、作業工程表、連絡体制表及び機器構成図各 1 部を当局担当者に提出し、承認を得ること。

なお、契約後現地確認が必要な場合は、本市担当者及び防火管理研修センター担当者と協議し、許可を得て行うこと。

- (2) 受注者は、納入時に機器構成図、操作マニュアル及びサービス体制表を紙媒体で 2 部、電子媒体で 2 部を作成し、本市に提出すること。

8 作業時間

防火管理研修センターにおいては、随時講習等が開催され、模擬防災センターを使用しているため、機器の一斉搬入、設置及び調整等の作業のために次の 2 期間を設ける。原則、平日の午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。作業時間の延長等の必要があるときには、本市担当者及び防火管理研修センター担当者と協議し、許可を得ること。

- (1) 第 1 期：平成 28 年 11 月 7 日（月）から同年 11 月 22 日（火）

第 1 期において仮完成（講習で使用可能なものとする。）させること。

なお、同時期に屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備に係るポンプの交換作業を実施する予定であるため、当該施工業者に対し、主体的に調整を行うものとする。

また、平成 28 年 11 月 14 日（月）から同年 11 月 17 日（木）の間は講習実施中のため、騒音を発する作業は行わないこと。

- (2) 第 2 期：平成 28 年 12 月 12 日（月）から同年 12 月 16 日（金）

第 2 期で機器の再調整及び不備箇所の改修等を行うものとする。

9 業務全般についての注意事項

- (1) 保証

納入後 1 年以内に、通常の使用により故障した場合は、速やかに受注者の責任において、無償で修理、部品提供及びその他の必要な措置を講じること。

また、故障発生時に備えて速やかに対処できるサービス体制を整備しておき、緊急連絡先及び責任者を明示したサービス体制表を当局担当者に提出すること。

- (2) 業務実施計画及び業務実績の提出

限られた期間で円滑に工事が進められるよう、業務計画と併せて平成 25 年度から平成 27 年度までの過去 3 年間に於ける同種・同類業務の実績を提出すること。

なお、同種業務とは、防災センター又は模擬防災センターに関する企画、設計及び製作業務をいい、同類業務とは、自動火災報知設備、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備等、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）において定める消防用設備等に関する企画、設計及び製作業務をいう。

- (3) 各種協議

契約締結後、設計開始段階、設計完了段階及び施工完了段階において、訓練運営を円滑に遂行できる訓練シナリオに沿った仕様とするため、細部調整を行うこととし、訓練

シナリオの詳細、各機器の連動及びレイアウトについては、協議の上変更できるものとする。

(4) 損害発生時の対応

業務の実施に当たり、防火管理研修センター関係施設及び設備等に損害のないよう作業を行うとともに、必要に応じて養生等の措置を行うこと。当該施設等に損害が生じた場合は、速やかに当市担当者及び防災センター担当者に報告し、受注者の責任により原状復帰すること。

(5) 秘密の保持

受託者は、別添の「情報取扱注意項目」を遵守し、本委託業務の遂行上知り得た秘密事項を第三者に漏洩してはならない。また、名古屋市が貸与する資料及び調査の結果並びにこれらに基づいて作成した関係資料一切について、本市の許可なしに無断で第三者に閲覧、提供及び貸与することを禁止する。

(6) 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(7) 業務の遂行

受託者は、誠実に業務を遂行するとともに、業務の方法について、定期又は随時に名古屋市と打合せをしながら業務を進めなければならない。

(8) 第三者被害

受託者が本業務の執行にあたり第三者に被害を与えた場合は、受託者において補償するものとする。

(9) 再委託の期限

再委託については、あらかじめ名古屋市の承認を得て行うこと。また、再委託に関する全ての責任は受託者が負わなければならない。

(10) 著作権の帰属

本業務により生じた最終成果物及び中間成果物などの著作権は全て本市に帰属するものとする。

(11) その他

受託者は、別添の「特記仕様書」を遵守しなければならない。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第1 この契約による事務の処理（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た名古屋市（以下「甲」という。）から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報（これらを加工したものを含み、委託の趣旨に基づき甲に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の取得情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(機密情報の取扱いに関する特則)

第4 乙は、本件業務を処理するために、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号。以下「あんしん条例施行細則」という。）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、取得情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、取得情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 乙は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することによむを得ない理由がある場合であつて、甲が認めたときはこの限りではない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、取得情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却・廃棄)

第8 乙は、甲の承認を得た場合を除き、取得情報が記録された資料のうち甲から取得

したものを契約の終了までに返却しなければならない。

- 2 乙は、保有する必要がなくなった取得情報を確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(情報の授受)

第9 取得情報並びに取得情報が記録された資料及び成果物の授受は、すべて甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

(報告等)

第10 乙は、甲が取得情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が取得情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

- 2 乙は、取得情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

- 2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
- 3 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
- (2) 損害賠償を請求すること。
- (3) 取得情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条の規定に基づきその旨を公表すること。

- 2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第13 乙は、本件業務が特定個人情報（保護条例第2条第7号に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、第1項及び第2項に規定する事項のほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。

※ 個人番号関係事務の場合は、「第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第2条第13項に規定する個人番号関係事務実施者」に修正する。

特記仕様書

妨害又は不当要求に対する届出義務

- 1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等

受注者は、貨物自動車を使用する場合、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。

障害者差別解消に関する事項

- 1 受注者は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 2 1に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。
- 3 1及び2に定めるもののほか、受注者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。